

K120.1

87

1

検定申請本

K120.1

37

正修
日本修身書 高等小學用 卷一

519
A
6

13
128
160

修正日本修身書 高等小學用 卷一

東京 金港堂書籍株式會社

目次

- | | | | |
|-----|------|------|-------|
| 第一課 | 父母の恩 | 第十課 | 業を習ふ |
| 第二課 | 孝行 | 第十一課 | 養生 |
| 第三課 | 友悌 | 第十二課 | 公益 |
| 第四課 | 女徳 | 第十三課 | 報恩 |
| 第五課 | 朋友 | 第十四課 | 節義 |
| 第六課 | 禮敬 | 第十五課 | 皇德 |
| 第七課 | 節儉 | 第十六課 | 忠君 |
| 第八課 | 博愛 | 第十七課 | 法令を守る |
| 第九課 | 學問 | | |

第一課 父母の恩

我をうみ、我をそだて
我ををしへて、人とな
すは、まつたく父母の
めぐみによることな
り。我ら、もし父母のめ
ぐみをかうふらば、
いかでか人となるこ
とを得べき。



赤染右衛門は、大江匡衡の妻にて、和歌をよ
くせし人なり。ある時、その子重きやまひに
かかりて、あやうく見えたり。赤染ふかくこ
れをうれへ、住吉明神にまぬりて、子の命に
代らんことをいのり、幣束に、

代らんといのる命はをしからて、

さてもわかれんことぞかなしき。

とするし奉りしに、やがてやまひいえたり
とぞ。

第二課 孝行

孝の道をまつたくせんとするものは、父母の禁じたまふことはかたく守り、命じたまふことは、すみやかに成しとぐべし。又、その好みたまふ物は、必ず求めて進め、きらひたまふ物は、さけて進めず、つねに父母の心にかなはんことをつとむべし。

昔、備中の國に、丸山一郎といへる人ありき。幼くしてよく父母につかへ、すこしもその

心にそむきたることなかりき。この人成長の後、二親をうしなひしが、深く慕ひて、寸時も忘れず、三年の久しきに及べども、なほ、よく二親の志しをうけつぎ、事ごとに、かくのごとくせば、なき父の心にかなふべきか。かくのごとくせば、なき母の心にそむくべきかと思ひて事をとり行ひたりとぞ。

子、ヨク父母ノ心ヲ以テ心トスレバ、スナハチ孝ナリ。

第三課 友悌

兄姉は弟妹を愛し、弟妹は兄姉をうやまひ、つねにむつまじくまじはりて、その悦びをともにし、その憂へをわかつべし。

作兵衛は、兄よりすこしの家産をゆづり受

けて、別に家をかまへけるが、兄の家おとろへて、その田畠をも賣りつくさんとするを見て、作兵衛これをかなしみ、ねんごろに兄をいさめ、我が家にうつりすまはせて、むつまじくくらしき。

父母なき後は、弟は兄をあがめうやまひ、これを観ること父のごとくし、兄は、弟をあはれみいたはり、これを見ること子のごとくすべし。



第四課 女徳

女は柔順なるをよしとす。柔順とは、心すなほに言も行もおだやかにして、みだりに人とかにあらそはざるをいふ。



よくし、裁ち縫ひをもよくしたり。成長の後、松本定章の妻となりけるが、柔順にして、よく夫につかへ舅姑を大切にせり。

孝女つねに、子女の教育に心を用ひ、男子には、公を先にして、私を後にし、國家事あるにあたりては、親の病もかへりみることなかれ。といひ、女子には、つねに柔順にして、父母舅姑夫につかへ、子供を教育し、節儉を守れ。といひて、身を以て子女を率ゐけり。

第五課 朋友

秋山玉山といふ人、服部南郭を師として學をさめける時、同門に片山兼山といふものあり、その人行ひ正しくして、よく學を勉めければ、玉山これと深くまじはりを結び



き。

後、玉山學成りて、熊本藩の教師と爲りける時、兼山の貧困なるをあはれみ、すゝめて同校の生員となし、十人俸を受けしめたり。およそ人とまじはるには、まづ、よくその人がらを見て、後にまじはりを結ぶべし。而して、一旦まじはりを結びたる後は、過失相ただし、患難相あはれむこと、なほ玉山の兼山におけるがごとくせざるべからず。

第六課 禮敬

すべて人に對しては、禮をおもんじ、言語動作をつゝしみ、あつくこれを敬ふべし。しかしる時は、人もまた、我を敬ひて、交際によくしたしくなるものなり。されば、つねに禮をつくして、人とまじはり、ひとへに、交際をまつたくせんと心がくべし。

細井平洲は、尾張藩の儒官にして、大いに藩主の信任を受けたる人なりき。人と爲り、容貌け高く、動作つゝしみ深くして、すこしもかるぐしきふるまひなく、性質温厚にして、家人奴婢に接するにも、きびしからず、一度もほげしき言葉を發し、いきどほれる色を現らはしたることなかりき。平洲老年におよびて、人に接することごとに温和にして、恭敬なりしかば、威儀いよ／＼そなはり一たび接したるものは、皆その人となりをしたひて、ながく忘れざりきとぞ。

第七課 節儉

つねに富貴を保たんと欲せば、おごりをいましむべく、必ず貧賤を免れんと欲せば、節儉を心がくべし。

源頼朝の家臣に、筑後守俊兼といふものあり、ある日美しき衣服をつけて、役所に出てたり。たまく頼朝これを見て、俊兼を呼びよせ、その刀をぬき取り、小袖のつまを切り捨てていひけるは、千葉常胤、土肥實平の輩は、平生儉約をつとめて、おごりのふるまひなき故に、家富みて多くの郎黨をもやしながら、實にたのもしく思はるるなり。しかるに汝は、その祿彼らに及ばざるに、美しき衣服を好みて、儉約の道を忘る。かくては、萬一の用に立つべしとも覺えず。とて、大にせめければ、これより、家臣皆恐れつゝ、しみて、かたく儉約を守りけり。

オゴルモノハ久シカラズ、

第八課 博愛

世には、不幸にして寒さに苦しみ、うゑにくものあり、わが身富めるにあらずとも、日々の生活に苦しむことなくば、その力にしたがひて、これらの人をめぐむべし。

昔、源五郎といふものの母に、せんといふがありき。なき深き人にて、つねに貧しきものを、あはれみ、又、人の請ひにまかせ、金をして、その苦しみをすくへり。後、かし金大いに滞りければ、子孫の心得たがひせんことを思ひて、その元帳をやきしてたりき。その外、貧人の娘を養ひて、人によめいらしめ、馬をかひおき、持たざる人にかし與へたるなど、慈善の行ひ甚だ多かりき。



第九課 學問

人は、生まれながらにして、智あるものにあらず、學びて後に智あるものとなりて、世の中の事にもあたることをうべき。學問せずして智なくば、いかでか世に立ち業をいとなむことをうべき。

芳野金陵は、下總の人なりき。年十四の時、父にしたがひて江戸に出で、論語の素讀を學びけるが、つねに復讀して怠らず、三たびのどを痛めて聲を出すこと能はざるに至れり。後、蒙求の講義をきくこと半巻にして、學大いに進み、これより後は、また講義をきかず、みづから多くの書を読みたり。

後師をえらびて學を修め、業成るに及び塾を開きて、生徒を教へたり。後、田中侯に用ひられて功を立て、又、幕府より召されて昌平齋の儒員となり、明治維新の際、更に同校の教授となり、つひに中博士に進みき。



第十課 業を習ふ
職を務め業をはげめ
ば、まづしき人も、富め
る人となるべく、職を
おろそかにし業を忘
れば、富める人も、まづ
しき人となるべし。
天保の頃、下野に菊池
孝兵衛といふものあ

りき。宇都宮なる親類のもとにて、商業を見
習ひけるが、晝はよくその業を習ひて忘ら
ず、夜はよく書を讀みて、智識を増さんこと
を勉めたり。

かくて商ひの道を知り、江戸に出で、呉服店
を開きけるが、正直にして、商ひをはげみ、儉
約を守りければ、商業いよくはんじよー
して、つひに萬金の富みをいたし、名高き豪
商となりたり。

第十一課 養生

強き人は、強きをたのみて、養生せざる故に、弱き人より、かへりて早く死することあり。又、體弱く、つねに病多くして、短命ならんと思はるる人の、かへりて長生すること多し。これ、弱きをおそれて、養生に心を用ふるによれるなり。

寛永の頃、京都に江村専齋といふ人ありき。つとめて養生をよくしければ、年一百に及べども、身體強く、目も耳も少しも衰へざりき。後水尾上皇これを聞しめし、専齋を召して、養生の術を問はせ給ひけるに、専齋臣もとより他の術なし、平生たゞ一の些しの字を守るのみ。とこたへ奉れり。上皇おしかへして、その故を問はせ給ひければ、専齋また飲食も些し、思慮も些し、養生もまた些しのみ。とこたへ奉れり。上皇大いにその言をほめ給ひて物を賜ひきとぞ。

第十二課 公益

人は私利のみをはからず、世の爲め人の爲めになることをはかるべし。機械器具を發明して、商工の業をはげまし、米麥の作り方、牛馬の育て方を改良して、農業の道をさんにし、道をひらき橋をかけて往來を便にし、堤をきづきて、河海のあふるるをふせぎ、學校をおこして、人を教育する等の事は、いづれも、世を益し人を益するわざなれば、各好む所にしたがひて、力をつくすべし。

梶常吉は、尾張の人なりき。かつて故書を見て、樂燒の法を發見し、これよりもつばら心を陶器の製法に用ひたり。後、又阿蘭陀燒と稱するものを見て、これを製せんと欲し、多年の間試験をつみ、數多の艱難をへて、ついにその製法を發明し、廣く世に傳へて、わが國の陶業家を益したり。されば、政府その功を賞して、銀盃を賜ひたり。

第十三課 報恩

恩をうけては、忘れざらんことをつとめ、恩をほどこしては、恩はざらんことをつともべし。

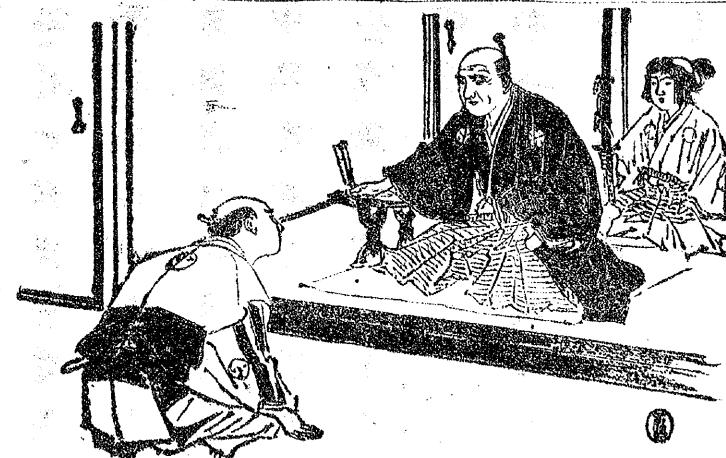
昔、京都に津田知常といふ人ありき。商人井上某につかへて、誠實にはたらきければ、ほどなく番頭となりたり。後、主人病みて歿し、嗣子なほ幼かりければ、召し使ひのもの、末の見込みなしとて、皆去りけるに、知常のみいかでか先主の恩にそむくべき」とて止り、

幼き主人をたすけて、商業をはげみたり。きかくて、二十餘年をふるほどに、幼主人成長して、知常の功勞を知り、厚く賞して暇を與へければ、ある町に店を開き、木綿をうりて業と爲し、毎日必ず、主家の安否をたづね、いそがしき時といへども、一たびも忘りたることなかりきとぞ。

恩を知るを以て人とす。

第十四課 節義

人の盛衰によりて、おのれの向背を定め、おのれの利害をかへりみて、交りをかかるは、實にいやしむべきことなり。故に利を見ては、義を思ひ難に臨みては、節を思ふべし。



豊臣秀吉ある時、徳川家康の家臣の乗馬をみけるに、その中に成瀬正成といふ人あり。秀吉、家康をかへりみて、正成の祿を問ひければ、家康二千石を與へ置きぬ」と答へたり。秀吉ききて、佳士なり、我につかへば、五萬石を與ふべきものを」といへり。後、家康、正成にこれを告げ、且つかへをすゝめけるに、正成、某不肖なれども、いかでか祿を貪り君を忘れ奉らん」とて辭しけりとぞ。

第十五課 皇德

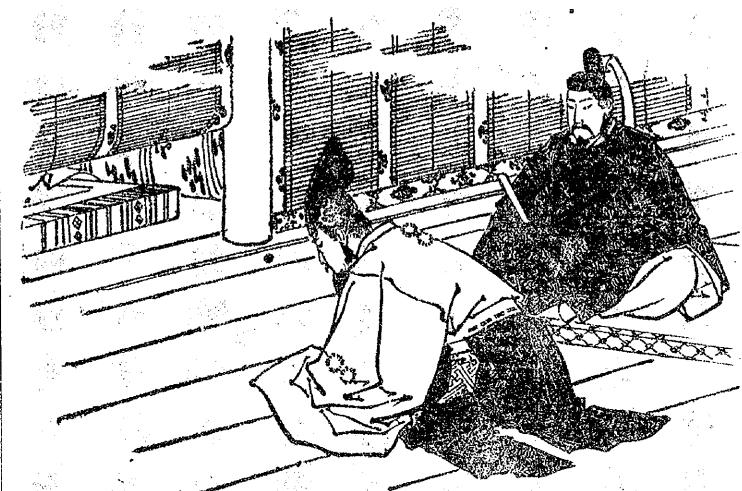
わが大日本帝國は國の初めより、一系の君をいたゞきて、あまたの年をへたり。而して歴世の天皇皆よく國を治め、民を愛し給ひければ、我等の祖先も、安らかに世を渡り、我らもまた、樂しく世をくらすなり。

抑神武天皇はじめて國內を平定し給ひてより後、歴代の天皇は、或は産業を開き、或はまづしき民をにぎやはし、或は制度を定め、給へり。

今上天皇、大統をつがせ給ふに及び、皇德四海にあふれ、いたる處、太平をうたはざるはなし。而して、我らは、幸にこの盛世に生れたるものなれば、つねに、歴代の天皇と今上天皇との御恩を心にとゞめて、尊王愛國の誠をあらはし、その萬一に報いんことをはかるべきなり。

第十六課 忠君

わが皇室の御恵みの深くして極りなきは、なほ天の限りなきがごとし。されば、わが國民たるものは、常に皇室を尊び、もし事あらば、身命をすてて忠を盡くさざるべからず。



北條高時、後醍醐天皇を、遠國にうつしまふらせんとしける時、天皇ひそかに笠置山に幸し、楠正成を召したまひて、賊徒平定のはかりごとを問はせたまへり。正成すなはち、つぶさに賊をほろぼすはかりごとを奏し、河内に急ぎ歸りて、兵をあげたり。

これより、正成久しき間、賊の大軍を一手にひき受けて戦ひけるほどに、勤王の兵四方に起りて、ついに北條氏をほろぼしたり。

第十七課 法令を守る

世の中には、人の守らざるべからざる法令甚だ多し、これらは、皆國の安寧を保ち、人の幸福をまもらんが爲めに、設けたるものなれば、國民たるものには、常によくこれを守り、そめにもたがふべからず。

寛政の頃、仙臺藩に林子平といふ人ありき。わが國、海防の備へなきを憂へ、海國兵談といふ書を著せり。さるに、幕府はその書を以て國民をまどはすものとなし、子平を捕へて禁錮したり。子平、平常大膽にて、物にかゝらざりしかども、謹慎を命ぜられたる後は、深くつゝしみて、室外に出てざりき。

後、病にかかりければ、人々これを憂へ、室外に出でんことをすゝめるに、子平は、かくては上をあざむくなり、たとひ知るものなしとも、わが心に恥ぢざらんや。とて、ついに從はざりき。

219
8
6

不許複製

(自一) 明治二十六年十月十日印 刷同年十月十三日發行

定) 卷一金七錢貳厘 卷五金八錢四厘

卷二金七錢貳厘 卷六金八錢四厘

卷三金七錢貳厘 卷七金八錢四厘

卷四金八錢四厘 卷八金八錢四厘

卷五金八錢四厘

卷六金八錢四厘 卷七金八錢四厘

卷八金八錢四厘

(自二) 八、(七) 明治二十六年十二月廿八日訂正再版印刷同年三月卅一日發行

卷九金八錢四厘

卷十金八錢四厘

(自三) 八、(八) 明治三十四年四月廿四日修正三版印刷同年四月廿八日發行

卷十一金八錢四厘

卷十二金八錢四厘

著作者 渡邊政吉

發行者 兼 金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

右社長

亮一郎

販賣所 各府縣特約販賣所

東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地

- ◎弊社ハ常ニ書籍ノ用紙印刷製本等ニ注意シ勉メテ其堅牢ヲ期セリ、サレド多數ノ中萬一千學年間ノ使用ニ耐ヘザルガ如キ粗製ノモノ有之候ハバ御通知次第無代價ヲ以テ御引換可申上候
- ◎本書ハ僻遠ノ地ニ至ルモ定價ヲ超過シテ賣捌カシムルコトナキハ勿論直接ノ御注文ハ多少ニ拘ラズ運賃ヲモ負擔可仕候

